

## 2回：日本国憲法その2

赤（なみ線）は重要

青（ぼう線）は難関

日本国憲法には国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という、3つの基本原則があります。

国の政治を決定する権限を①\_\_\_\_\_といい、①は国民にあります。国民の意思を

政治に反映させるために、国会や選挙といった制度が設けられています。天皇は日本国

と日本国民統合の②\_\_\_\_\_と定められており、内閣の助言と承認にもとづいて国事

行為を行います。

戦争を放棄して、世界の平和を願うのが平和主義です。そのため、憲法の第③\_\_\_\_\_条

では、戦争の放棄や、戦力を持たないことなどが定められています。ただし、外部か

らの侵略から国土や国民を守り、国の治安を維持するために④\_\_\_\_\_が設置され

ています。④は、難民救済や災害からの復興を支援するために、平和維持活動

(⑤\_\_\_\_\_ )などで海外に派遣されることがあります。

日本と東アジアの平和を守るために、日米間では⑥\_\_\_\_\_が

結ばれ、日本国内に米軍基地が置かれています。核兵器に対しては、核兵器を「持たず、

つくらず、持ちこませず」という⑦\_\_\_\_\_を日本はかかげています。

日本国憲法を改正するためには、厳しい手続きをへる必要があります。憲法を改正す

るためには、まず各議員の総議員の3分の⑧\_\_\_\_\_以上が賛成して、その後、国民投票

で⑨\_\_\_\_\_の賛成が必要となります。



答え：①主権 ②象徴 ③9 ④自衛隊 ⑤PKO ⑥日米安全保障条約 ⑦非核三原則

⑧2 ⑨過半数